別表　公告第　４７　号

1	入札方式		一般競争入札（簡易型）
2	工事概要	工事名	**東静内団地公営住宅解体工事**
		工事場所	新ひだか町東静内地内
		工事期間	令和８年契約の日から令和８年１２月１８日（金）
		余裕期間制度	**対象外**
		工事種類	**解体工事**
		工事概要	解体工事 東静内団地　１号棟：補強コンクリートブロック造２階建て　延床面積　223.20㎡ 東静内団地　２号棟：補強コンクリートブロック造２階建て　延床面積　223.20㎡ 東静内団地　３号棟：補強コンクリートブロック造２階建て　延床面積　195.30㎡ 解体工事一式
3	建設リサイクル法の適用の有無		この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もったうえで、入札を行うこと。 契約時には、同法に基づく、**「協議書等」**の提出が必要となること。
4	参加資格要件	工種等	**単体企業　又は　経常建設共同企業体** **令和６年新ひだか町告示第６３号**又は**令和８年新ひだか町告示第７号**に規定する競争入札参加資格を有し、次のいずれかに該当する者であること。 （１）**「解体工事」の工種に**登録されている**単体企業** （２）**「解体工事」の工種に登録**されている**経常建設共同企業体** 共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の１０分の６以上であること。
		建設業許可年数	建設業法（昭和２４年法律第１００号）における**「解体工事業」**の許可を受けて**１年以上**の営業年数を有すること。 また、建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業者又は同法第３条第１項第１号に規定する一般建設業者であること。 **経常建設共同企業体**においては、代表者及び構成員が上記の要件を満たしていること。
		所在地	**新ひだか町内**に建設業法第３条第１項に基づく許可における**主たる営業所**（建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）別記様式第一号又は別紙二（２）の**「主たる営業所」**の欄に記載されているものをいう。）又は商業登記法（昭和３８年法律第１２８号）第１７条第２項に規定する**本店**を有する者であること。 **経常建設共同企業体**においては、代表者及び構成員が上記の要件を満たしていること。
		施工実績	官公庁発注工事を元請として施工した実績の有無については問わない。 **なお、適切な施工体制の確保ができること。**
		技術者等配置	建設業法第２６条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、若しくはこれと同等以上の資格を有し、競争入札参加資格確認申請書等の提出日以前に**３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者**を工事に**専任**で配置できること。 ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。 なお、工事１件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第１項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。 また、現場代理人を工事現場に常駐させられること。 **経常建設共同企業体**においては、工事１件の請負代金額が、建設業法施行令第２７条第１項に定める金額の３倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置することができる。 なお、工事１件の請負代金額が、建設業法施行令第２７条第１項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。 （１）本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者を配置すること。 また、当該建設工事を施工するために、下請契約の請負金額の合計が、建設業法施行令第２条に定める額以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。 （２）建設業法で必要とする「営業所技術者等」は、当該工事の主任技術者・監理技術者・現場代理人には原則として配置できません。 ただし、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正令和７年１月２８日国不建第１４７号）及び、新ひだか町発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領により配置できる場合は除きます。
5	申請書等の提出及び審査	審査方式	事前審査方式
		入札参加申請提出書類	（１）一般競争入札（簡易型）参加資格確認申請書（別記様式第１号） （２）資本関係・人的関係調書（※資本関係及び人的関係がない場合は提出不要） （３）その他指定する書類（その他必要に応じて、求めることがあります。）
		提出先及び提出期間	新ひだか町役場総務部契約管財課 **令和８年９月１日（火）から令和８年９月１０日（木）まで（休日を除く。）** 午前９時から午後４時まで
		提出方法	持参すること（郵送又は伝送によるものは受け付けない。）
		入札参加資格審査	入札参加資格確認結果通知書（別記様式第４号）を書面で通知する。

6	設計図書の閲覧	閲覧期間	告示日から入札の前日まで
		閲覧方法	電子閲覧によるものとし、新ひだか町ホームページからダウンロードすること。
7	設計図書の質問	提出先及び提出期限	新ひだか町役場総務部契約管財課 **令和８年９月１日（火）から令和８年９月１８日（金）まで（休日を除く。）** 午前９時から午後４時まで
		提出方法	質問書（別記様式第６号）を持参又はファクシミリ（あらかじめ担当窓口へ電話連絡すること。）により提出するものとする。
		回答方法	新ひだか町ホームページにおいて入札の前日まで閲覧に供する。
8	入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	提出先及び提出期限	新ひだか町役場総務部契約管財課 **令和８年１０月１日（木）　午後４時００分まで**
		提出方法	書面（様式は自由）を持参により提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
		回答方法	**令和８年１０月６日（火）までに入札参加資格に係る理由説明書により回答する。**
9	入札執行及び開札の日時等 **（期日入札）**	入札方法	期日入札（入札・開札場所への持参及び投函が必要） ※　入札者を一堂に会して行う入札を行うこと。
		入札・開札日時	**令和８年１０月８日（木）　午前９時３０分**
		入札・開札場所	新ひだか町役場静内庁舎３階第１会議室
		提出書類	（１）入札書（代理人の場合は委任状が必要） （２）工事費等内訳書(入札書と同時に提出) ※　入札書の入った封筒に添えて、併せて入札箱へ投函する。
		提出方法	持参により提出すること。送付又は電送による入札は認めない。 （会社名・氏名の入った氏名票を着用のうえ、入札指定時刻３０分前までに受付を終え、入札会場内又は入札控室で待機すること。）
		その他	（１）上記の入札・開札時間の前に、同時刻に入札・開札する案件を含め、入札参加者の全員が受付を終えた場合（辞退者を除く。）、定刻前に入札の執行を行うことがあります。 （２）本入札案件は、入札者以外、入札・開札を傍聴することを認めません。
10	落札者の決定方法		予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
			入札執行回数は、**２回**を限度とする。
11	契約締結に関する事項	議会の議決	必要としない。
			―
		契約締結期限	落札決定の通知を受けた日から起算して７日以内（休日を除く。）
		入札保証金	免除
		契約保証金	契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。 ただし、金融機関等の保証、履行保証保険、公共工事履行保証証券等によることができます。 **なお、共同企業体においても同様とする。（実績による免除の適用は無し。）**
12	前払金及び部分払金	前払金	契約金額の**４割以内**とする。
		中間前払金	契約金額の**２割以内**とする。
		部分払金	部分払はしない。
		支払限度額	単年度事業のため、設定は無し。
13	部分引渡し		部分引渡しはしない。
14	その他留意事項		申請様式を定めるものについては、新ひだか町公式ホームページにて掲載する内容の様式をもって提出してください。